

## 公共施設マネジメント実行計画(1)

### ■ 北九州市公共施設マネジメント実行計画(平成28年2月)

#### 公共施設マネジメント方針

本市では、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組みを積極的に進めます。

1. 総量抑制(保有量の縮減)
2. 維持管理・運営手法の見直し
3. 資産の有効活用
4. 施設整備に関するルール

12

## 公共施設マネジメント実行計画(2)

#### 8つの基本方針

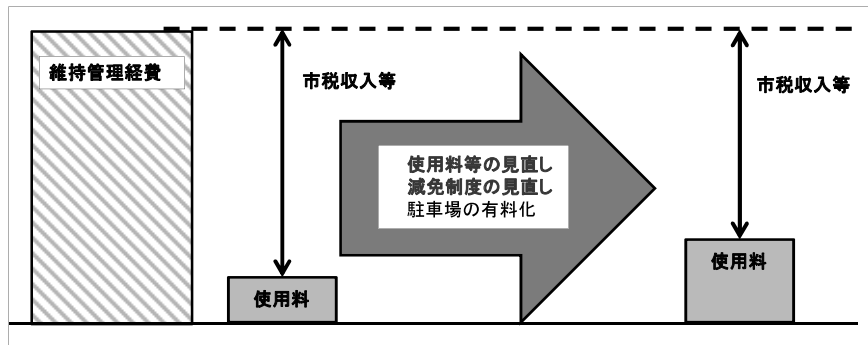
1. 施設の集約と利用の効率化
2. 民間施設・ノウハウの活用
3. 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実
4. 特定目的施設や利用形態の見直し
5. 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化
6. 利用料金の見直し
7. まちづくりの視点からの資産の有効活用
8. 外郭団体等への譲渡を検討

13

## 公共施設マネジメント実行計画(3)

### 利用料金の見直し

- 受益と負担のあり方の視点から、利用料金や減免制度を見直し
- 専有的な施設利用については、全ての利用者からの料金徴収を検討
- 施設併設駐車場は、市街地で台数の多い場所の長時間駐車の有料化を検討



14

## 2 受益者負担による使用料等の見直しの基本的な考え方

15

## 「使用料」について

### ■地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

### 【「公の施設」とは？】

住民の福祉を増進する目的で、その利用に供するための施設(法244条)

### 【「使用料」とは？】

1. 公の施設の使用に対する「対価」です。
2. 公の施設の維持管理または減価償却に当てるべきものです。
3. 「収益」を目的で徴収するものではありません。
4. 応益負担が原則だが、特別な事情があれば「減免」も可能です。
5. 使用料は条例で定める必要があります。(法228条)

16

## 「利用料金」について

### ■地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用にかかる料金(利用料金)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

### 【「使用料」と「利用料金」の違い】

1. 施設利用の「対価」という点では同様の性質を持ちます。
2. 違いは「誰の収入になるか？」です。
  - ・使用料⇒市の収入
  - ・**利用料金⇒指定管理者(公の施設の維持管理を委ねている企業、団体)の収入**

※利用料金制度を導入している公の施設に対しては、市は利用料金相当分を差引いて、委託料(指定管理料)を支払っています。

➡ 今回の見直し対象の「使用料等」=使用料+利用料金

17